

新設分割に係る事後開示書類

(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則209条に基づく開示事項)

名古屋市中区東桜2丁目18番31号

(甲) リゾートトラスト株式会社

代表取締役 伏見有貴

名古屋市中区栄2丁目6番1号

(乙) アール・ティー開発株式会社

代表取締役 川村勝洋

2021年7月15日付で作成した新設分割計画書に基づき、2021年9月8日を効力発生日として、甲及び乙はそれぞれを分割会社とし、新たに設立する森泉株式会社を新設会社（以下、「新設会社」という。）として、森泉郷別荘事業に関して有する権利義務を、新設会社へ承継する新設分割（以下、「本件新設分割」という）を行うことと致しました。

会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づき、下記の事項を本書面により開示します。

記

1. 本件新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1号）

2021年9月8日

2. 当社における法定手続きの経過

(1) 新設分割の差止請求

会社法第805条の規定に基づく簡易新設分割に該当するため、同法805条の2但書により差止請求に係る手続は実施しておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

会社法第805条の規定に基づく簡易新設分割に該当し、同法806条の適用がないため、該当する事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続

本件新設分割に際して会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第808条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者保護手続

会社法第810条第2項及び第3項に基づき、2021年8月2日付の官報において公告するとともに、知れてる債権者に対し各別の催告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 新設会社が甲から承継した重要な権利義務に関する事項

(会社法施行規則第209条第4号)

新設会社は、2021年9月8日をもって、新設分割計画書に記載された分割会社が営む森泉郷別荘事業に関して有する権利義務を承継いたしました。新設会社が承継した資産の額は40,472,232円、負債の額は、0円（いずれも2021年3月31日現在の分割会社の貸借対照表に基づく暫定値）となっております。

4. 本新設分割に関するその他重要な事項（会社法施行規則第209条第5号）

該当事項はありません。